

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和7年12月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2500213 号
厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500047 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 2 月 1 日に訂正し、平成 27 年 2 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成 27 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 27 年 3 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 27 年 3 月から平成 29 年 7 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円から 18 万円とする。

平成 27 年 3 月から平成 29 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 3 月から平成 29 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者のA社における平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月までの標準報酬月額については、上記 2 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額の 18 万円から 19 万円とする。

平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 2 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求者のB社における平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 12 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 8 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額については、11 万 8,000 円から 18 万円、平成 30 年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、16 万円から 18 万円とする。

平成 29 年 8 月から平成 30 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月から平成 30 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

5 請求者のB社における平成29年8月1日から平成30年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年8月から平成30年11月までの標準報酬月額については、上記4の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額の18万円から20万円とする。

平成29年8月から平成30年11月までの訂正後の標準報酬月額(上記4の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年2月1日から同年3月1日まで
② 平成27年3月1日から平成29年8月1日まで
③ 平成29年8月1日から平成30年12月1日まで

請求期間①について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されたいたが、厚生年金保険被保険者資格取得年月日が平成27年3月1日となっているので、記録を訂正してほしい。

請求期間②について、A社から支払われていた給与額よりも厚生年金保険の標準報酬月額が低い記録となっているので、訂正してほしい。

請求期間③について、B社から支払われていた給与額よりも厚生年金保険の標準報酬月額が低い記録となっているので、訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書によると、請求者が請求期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、給与明細書及び日本年金機構の回答により、請求期間①に係る資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額は、18万円と認められるところ、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、19万円であることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を

認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年2月1日から同年3月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、年金事務所が保管する請求者に係る資格取得届における資格取得年月日が平成27年3月1日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として資格取得届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、上述の給与明細書及び金融機関から提出された取引明細表並びに日本年金機構の回答により、当該期間に係る資格取得時の報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（平成27年3月から同年8月までは18万円、平成27年9月から平成28年8月までは19万円、平成28年9月から平成29年7月までは18万円）並びに厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成27年3月から同年8月までは19万円、平成27年9月から平成29年7月までは18万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（11万8,000円）を超えていていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法に基づく認定方法により、上述の給与明細書により確認できる本来の標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年3月1日から平成29年8月1日までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、年金事務所が保管する請求者に係る資格取得届に記載された標準報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額と一致している上、給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書どおりの報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②のうち、平成27年9月1日から平成28年9月1日までの期間に

について、上述のとおり、給与明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間に係る本来の標準報酬月額（19万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（11万8,000円）及び上記2の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額（18万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成27年9月から平成28年8月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

ただし、平成27年9月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額（上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録する必要である。

- 4 請求期間③について、請求者から提出されたB社に係る給与明細書及び金融機関から提出された取引明細表並びに日本年金機構の回答により、当該期間に係る本来の標準報酬月額（20万円）及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（18万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（平成29年8月から平成30年8月までは11万8,000円、平成30年9月から同年11月までは16万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法に基づく認定方法により、上述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年8月1日から平成30年12月1日までの期間について、請求者の請求どおりの資格取得届及び算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨回答しているところ、年金事務所が保管する請求者に係る資格取得届及び算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は給与明細書どおりの報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間③について、上述のとおり、給与明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間に係る本来の標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（平成29年8月から平成30年8月までは11万8,000円、平成30年9月から同年11月までは16万円）及び上記4の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額（18万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成29年8月から平成30年11月までの標準報酬月額を20万円とする必要である。

ただし、平成29年8月から平成30年11月までの訂正後の標準報酬月額（上記4の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生

年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。